

広陵町土地開発公社物品購入等に係る競争入札及び随意契約
の参加資格等に関する規程

令和3年2月17日制定

(目的)

第1条 この規程は、広陵町土地開発公社が発注する工事又は製造の請負（ただし、予算科目が工事請負費に係る工事、設計委託を除く。以下同じ。）、財産の買入れ、物件の借入れ、財産の売払い、物件の貸付けその他の契約（以下「物品購入等」という。）に係る競争入札（以下「入札」という。）及び随意契約に参加する者の資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格審査等)

第2条 入札及び随意契約に参加を希望する者は、広陵町物品購入等に係る入札及び随意契約の参加資格を得なければならない。ただし、理事長が認める場合は、この限りでない。

2 広陵町において入札参加資格を取り消された場合は、同様に入札参加資格を取り消したものとする。

附 則

この規程は、令和3年2月17日から施行する。